

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十二号

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第二項中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第三十二条第二項中「同伴して外出して」を「連れ出し、同伴し、又はとどめて」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第三十四条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。

第三十五条中「又は入れ墨を受けることを強要し、」を「若しくは受けさせ、又は入れ墨を受けることを」に改める。

第四十二条第二項第一号中「又は入れ墨を受けることを強要し、」を「若しくは受けさせ、又は入れ墨を受けることを」に改め、同条第三項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第三十二条第二項の規定に違反して、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

第四十二条第三項に次の一号を加える。

十一 第三十四条の二の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

第四十二条第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三十四条の次に一条を加える改正規定並びに第三十五条及び第四十二条第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。